

3 長寿第 144687-1 号  
令和 4 年 4 月 1 日

各軽費老人ホーム設置者 様  
各有料老人ホーム設置者 様  
各サービス付き高齢者向け住宅設置者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長

軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅における  
事故発生時の報告マニュアルの制定について（通知）

日頃から、高齢者福祉行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅において発生した事故について、平成 20 年 8 月 14 日付けで「軽費老人ホームにおける事故発生時の報告マニュアル」、平成 24 年 5 月 25 日付けで「有料老人ホームにおける事故発生時の報告マニュアル」、平成 25 年 10 月 24 日付けで「サービス付き高齢者向け住宅における事故発生時の報告マニュアル」（以下「マニュアル」という）に基づき、県及び中核市への報告をお願いしているところです。

この度、国が令和 3 年 3 月 19 日付けで「介護保険施設等における事故の報告様式等について」を示したことに伴い、それぞれのマニュアルを一本化し、令和 4 年 4 月 1 日より新たに「軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅における事故発生時の報告マニュアル」を制定しましたので、お知らせします。

**【問い合わせ先】**

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
施設サービスグループ  
TEL 087-832-3268